

# 就労支援制度

のご案内

お問い合わせ：上越市役所 こども家庭センター  
家庭福祉・給付係  
電話：025-520-5726

## ★母子・父子自立支援員による就労支援

市では、母子・父子自立支援員が、母子家庭、父子家庭向けの就労支援（相談、ハローワークへ同行など）を行っています。

### ●受付時間

平日 午前9時～午後3時50分（できるだけ事前に電話で予約してください）

「収入がさがって将来に不安、転職したい」  
「就職活動は久しぶり。ちょっと不安…」



お気軽にご相談ください。

## 就職に有利な資格取得をお考えの方へ

～かかった費用や生活費を支援する制度があります～

### ① 高等職業訓練促進給付金

対象の国家資格やデジタル分野の民間資格取得のため、6か月以上養成機関で修学する際に、毎月、生活費を支給します。

#### ●対象となる人

- ・母子家庭の母もしくは父子家庭の父で下記要件を満たす人  
要件 1…児童扶養手当の支給を受けている人と同等の所得水準にある人  
※要件 1 の所得水準を超えた場合であっても、その後 1 年間に限り対象者となります。

### ② 自立支援教育訓練給付金

就職に役立つ資格を取得する講座を受講した際に、かかった費用を支給します。

#### ●対象となる人

- ・母子家庭の母もしくは父子家庭の父で下記要件を満たす人  
要件 1…母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている人  
要件 2…当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる人

### ●申請期間

随時受け付けます。ただし、**必ず、受講を開始する前に申請してください。**

詳細は裏面をご覧ください

# ①高等職業訓練促進給付金

国家資格を取得して、長く安定した就労を目指す方に

対象の国家資格やデジタル分野の民間資格取得のため、6か月以上養成機関で修学する際に、毎月、生活費を支給します

## ●対象資格

国家資格：看護師、介護福祉士、保育士、調理師 等  
民間資格：シスコシステムズ認定資格、LPI 認定資格 等

## ●助成額

住民税非課税世帯・・・100,000円/月（修学最終年度は140,000円）  
住民税課税世帯・・・70,500円/月（修学最終年度は110,500円）

受給者本人と扶養義務者の前年所得の課税状況で毎年判定します。

## ●助成期間

上限48月（修学期間の最初の4年分を助成）  
※助成額や助成期間は、次年度以降変更となる場合があります。



## ●その他

- ・入学を希望する方は、次年度の予定でもすぐにご相談ください。  
申し出がなかった場合、支給できない場合があります。
- ・受講費用等の貸付制度があります（※資格取得後の就労状況によって返済を免除されます）
  - ① 養成機関へ入学する時…入学準備金の貸付
  - ② 養成機関を卒業し、取得した資格を活かして県内に就職する時…就職準備金の貸付

# ②自立支援教育訓練給付金

スキルアップを目指す方に

就職に役立つ資格を取得する講座を受講した際に、かかった費用を支給します。

## ●対象講座

厚生労働大臣の指定する講座（例：医療事務、介護職員実務者研修など）

どんな講座が対象？

通信教育も対象！

上越市で受講できる所はどこ？

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/> で検索♪

## ●助成額

講座受講にかかった費用の一部（入学料及び授業料に限る。その他テキスト代等は対象外）  
※上限：一般教育訓練は年間20万円、専門実践訓練は修学年数×60万円（最大240万円）となります。専門実践訓練終了後1年以内に資格取得し、就職した場合は受講費用の85%（最大240万円）を追加支給します。助成額が1万2千円未満の場合は対象になりません。  
※ただし、ハローワークからの助成（講座受講にかかった費用の2割～7割）を控除した額が市からの助成額となります。事前にハローワークで相談のうえ、市の給付金申請の際に、ハローワーク発行の「教育訓練給付金支給要件回答書」を持参してください。

## ●その他

- ・過去にこの制度を利用し助成を受けたことがある場合は、助成を受けることができません。
- ・受講開始の1か月前までに申請してください。